

悪質な訪問販売などにご注意を！

最近、水道課から委託を受けているようなまぎらわしい言葉や服装でお客様のお宅を訪問し、水道管の点検をした後、掃除を無理に勧めたり、浄水器を強引に売りつけたりする悪質な訪問販売などが増えています。



よくあるケース

- ・「きれいな水を出すために蛇口を取り替えている」、「水道の点検に来た」、「メーターから道路側は水道工事するが、メーターから家の側は設備業者が担当する」などと言い、蛇口やパッキンを取り替えようとした。
- ・「水道課の方から来た」、「水道課に依頼されて来た」、「水質検査をしたい」と言い、コップの水に薬を垂らすと色が変わり、「水質が悪いから」と言って浄水器を販売しようとした。業者名を聞こうとしたが、はぐらかされた。
 ※この薬は水道水の塩素と反応するもので、色が変われば水道水が安全だと言うことです。
- ・「メーターから外側は水道課の管轄だが、内側はお客様が管理するものです。家の中の水道管が汚れていると思うので洗浄したいのですが」と言って、家の中に入り作業しようとした。

水道課では、

- ・業者に委託して、もしくは水道課の職員が直接、突然お客様のご家庭を訪問して、物品の販売やレンタル等をするのは一切行っておりません。
- ・お客様からのご依頼なしに、一方的に水道工事にお伺いし、修理代金をいただくことはありません。

不審に思われたら・・・

- ・家の中に入れず、身分証明書や名刺をみせてもらうなどして、水道課にお問い合わせください。
 (吉川市水道課 Tel、982-7711)

給水装置の維持管理について

○給水装置とは・・・

地中に埋設された水道管（配水管）から分かれて、住宅や事務所、工場などに引き込まれた給水管とこれに取り付けてある止水栓、宅内の配管、蛇口などをまとめて給水装置と呼んでいます。これらの給水装置は、お客様の利用形態や使用水量に合わせて設置しますので、お客様のご負担での設置となります。

○給水装置の修繕について

給水装置は、お客様のご負担で設置したものですので、お客様の所有物です。

配水管から水道メーターまでの給水管を漏水等で修繕する場合は水道課の負担になりますが、老朽化にともない給水管を布設しなおす場合や、水道メーター以降の給水装置の修繕を行ったときの費用はお客様のご負担となります。

